

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
1	第一章 第二章	業界内のヒアリングは行われていますが、下水道使用者の顔が見えません。調査例があれば掲載したほうが良いと思います。（ガイドラインの範疇でないかもしれませんが。）	民間企業に使用料を支払うことに違和感を持つ市民の方々も多いと思われるため、導入にあたっては各事業者による広報活動や前調整が重要になってきます。参考として、現時点で市民がどうとらえているのか？それを踏まえれば、どんな導入手続きが考えられるか？など、導入検討にあたって必要となる視点を広く提案したほうが良いと思われます。	—	○本パブリックコメント募集が下水道使用者の声を聞く機会と捉えておりますが、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
2	全体	コンセッションにいくべき自治体は自らの評価が難しい中小自治体が殆どであり、普及、加速のためには発注支援が必須となる。このため「第三者機関の必要性」と謳われているが、もっと踏み込んだ方針を出してほしい。		—	○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
3	10	民間事業者の視点での課題において、PPP/PFIにおける従来の公共事業と異なる技能（法務、経理、金融等）の担当者の必要性等があげられていますが、新規事業に取り組む場合はPPPに限らず必要な検討であり、本質的な課題は、回収時期・規模が不明確なことによるためではないでしょうか。		—	○新たにPPP/PFIに取り組む企業にとっては課題であるため、原文のままいたします。 ○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
4	全体 1	下水道事業は「都市計画法」との関係も大きい事業である。P1に「都市計画法」を記載することが必要である。また、ガイドラインでの「都市計画法」との関係についても記載が必要と思われます。	「都市計画法」では、都市計画決定・変更、都市計画事業認可などの各種法手続が必要であるとともに、「受益者負担金(都市計画法)」「受益者分担金(地方自治法)」などの収入に関する事項もある。「都市計画法」は下水道事業にとっても密接な法令である。	○	○ご指摘を踏まえ、p2に都市計画法を追加いたします。 ○負担金については、p18 図9の管理者が必ず負う責任範囲で整理している通りです。 ○同図に「都市計画決定等、都市計画法に係る手続き」を追記します。
5	1	いわゆる公物管理法よりPFI法を優先することとなれば、公共施設等運営事業の普及・拡大につながる可能性が大いにあるため、法の優先についての検討を継続していく旨、冒頭で記述いただきたい。		—	○法の優劣は個別規定毎に異なるため、一律に記載することは困難です。
6	17	”「下水道事業総体」または「A処理区総体」等の形で運営権設定を行った場合に具体的にどのような業務が当該運営権の範囲で実施可能なものとして位置づけられるかについて個別の事業において検討が必要である”とあるが、特に改築更新工事・業務の範囲について、処理区内の処理場施設や管路の更新、付け替えは運営権の範囲である、等の考え方を明確に示すべきと思われる。	水道及び下水道のようなネットワーク型事業において施設の概念（ネットワークを構成する施設総体か、個々の施設か等）を整理した上で、運営権の範囲で実施できる改築業務の範囲について、個別事業における検討に委ねず、本ガイドラインで基本的な考え方を示すことが重要と考えるため。	○	○運営権ガイドライン(内閣府)によると、ご指摘の点は可能と考えられることから、p17に「処理区内の処理場施設や管路の更新、付け替えは運営権の範囲であると考えられる」と記載いたします。ただし、詳細は個別の事業で検討する必要があると考えられます。
7	18	「『公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲』について」（内閣府民間資金等活用事業推進室 平成16年6月）で示された管理者が行う権限とされる規定に対して、コンセッションにおける運営権者となった場合、どこまでが権限として民間事業者が行うことが可能か明示していただきたい。 （例えば、廃棄物の処理及び清掃に係る法律において、管理者又は運営権者が汚泥（産業廃棄物）の排出事業者となるのか など）	出典：『公共施設等の整備等において民間事業者の行い得る業務範囲』について（内閣府民間資金等活用事業推進室 平成16年6月）	—	○p17, 18において整理した範囲を行うことが可能であり、公権力の行使及び事業に関わる最終責任は管理者にあります。したがって、権限の範囲については、原文のままいたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
8	全体	ガイドラインでは、改築・更新においては補助金・交付金を受けられることが前提となっている。よって、長期契約の中で明確に補助金・交付金を受けられる法整備が必要と考えます。		—	○本ガイドライン（案）は現行の制度の下で事業を実施することを前提として作成しているものです。 ○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
9	15 35 65 83	<p>■管理者が将来的に確保可能か分からない一般会計繰出金や国庫補助（以下、交付金）等の相当額については、運営権者（応募者）が運営権対価を算定する際に、キャッシュフローから除外して検討される可能性がある点にご考慮をいただく必要があると考えます。</p> <p>■一般会計繰出金相当額については、収入保証や運営権者への管理委託（委託費）の形態をとる（債務負担行為とする）等、管理者から運営権者への将来的な支払を確約する契約条件をご検討いただく等の対応策が考えられます。</p> <p>■また、国庫補助（交付金）の対象となる施設更新等の業務についてはコンセッション方式の業務に含めず、他のPPP/PFI手法（従来型PFI や包括的民間委託等）の導入をご検討いただく等の対応策が考えられます。</p>	<p>①「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」（以下、本案）では、管理者が受領する一般会計繰出金や交付金相当額を、管理者から運営権者に支払うスキームが想定されていますが、「第5回下水道施設におけるPPP/PFIの活用に関する検討会」でも議論がなされた通り、一般会計繰出金や交付金等の相当額を運営権者に交付するスキームについては、左記のご考慮をいただく必要があると考えます。</p> <p>② 金融機関がご融資を検討する際には、過去のトラックレコードに基づき事業の性質、経済成長、人口動態、競合事業の有無等も考慮した上で、十分に保守的な（根拠のある）計画であるかの検討・検証を行います。従って、将来的に確保可能か分からない収入については除外した検討がなされる可能性が高く、i) 運営権対価が小さくなる、ii) 金融機関によるご融資の検討が困難となる等の可能性が考えられます。</p>	○	○ご指摘の1点目及び3点目については、p23に、「なお、交付金を活用する改築更新工事の実施において、交付金が交付されない等の事態が発生する場合には、要求水準の見直しを含めて柔軟に協議等を行う必要があるものと考えられる。」ことを記載いたします。 ○2点目については、原則として、一般会計繰出金相当額は、改築更新の費用に対して充当されるものです。債務負担行為については、p33をご参照ください。
10	23	” 契約期間中は原則として当初契約の事業者選定時に競争を通じて定められた上限金額の範囲内で改築更新工事を実施することになる。” とあるが、上限金額が運営権者が運営権対価提案時に想定した国庫補助金や交付金の総額を指すのか内容を明確にすべきである。	提案、契約時に運営権者が提示するのは運営権者としての事業計画とそれに基づく運営権対価（及びその支払い方法）であり、改築更新工事等の個々の業務、工事については、運営権者の裁量に委ねられるべきものである。原文文意が補助金や社会資本総合交付金申請を活用する場合その枠内での実施や管理者との事前調整等であるならばその主旨に沿い主旨を明確にすべきである。	○	○上限金額は、国庫補助金や交付金等を含めた金額であり、その旨をp23に記載いたします。 ○また、p23には、交付金が交付されない等の事態が発生する場合には、要求水準の見直しを含めて柔軟に協議等を行う旨の記載を追記いたします。
11	23	「下水道法第4条に基づいて定められた事業計画の範囲内で実施する必要がある」と記載されているが、改築時に構造的・性能的に満足する処理方式への変更については柔軟に実施できるようにしてほしい。	流入水質、放流水質により定められた処理方式(下水道施行令第5条の5)への変更、新技術、その他認められた手続き等により評価された処理方式への変更が合理的で効率的な場合においては、民間事業者の提案を認め事業計画の変更(下水道管理者が行う)ができるようにすることが結果的に公共サービス向上に寄与できると考える	○	○ご指摘を踏まえて、p23において「変更」を追加し、「管理者と運営権者の間で、上記計画の策定・変更や交付申請に際しては、管理者と運営権者が適切に調整することが望ましい。」と記載いたします。
12	23	” この場合においても、任意に下水道管理者側に置くことを妨げるものではない。” とあるが主旨不明である。		○	○誤植であり、ご指摘の点は削除いたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
13	15	「下水道使用料>下水道利用料金」を前提としているが、「下水道使用料<下水道利用料金」（又は「下水道利用料金(=下水道使用料)+一般会計繰出金相当額」となる場合も別図として記載してほしい。	中小自治体の中には、下水道使用料で維持管理費を賄っていないケースもあり、下水道使用料と下水道利用料金、運営権対価、一般会計繰出金の流れを明確にすることが望ましい(運営権対価がマイナスになる場合があるのでしょうか)	—	○ご指摘の点は、各自治体により状況が異なることが考えられることから、個別の事業において、検討すべき課題と考えられます。
14	25	”運営権者に生じる一定程度の利益や内部留保は許容されると考えられる。”とあるが、その根拠（運営権者の事業計画上の利益、内部留保の計上を妨げる法制度の制限がないこと等）を明示して頂きたい。また、許容される利益や内部留保の範囲についての基本的考え方についても本ガイドラインにおいて示して頂きたい。	運営権者に認められる利益や内部留保の水準は、コンセッション事業において最も重要な論点であるが、下水道事業にどのように議論、整理されているか、その基本的考え方について本ガイドラインで明示されることが重要と考える。	○	○「下水道利用料金の算定時に想定した能率的な管理の下における適正な原価よりも実際にはさらに能率的な管理を実施した場合、または中長期的な経営の安定を確保するための費用を原価に計上した場合、決算上の利益が生じることは、下水道法第20条第2項第2号における適正な原価の範囲内であり許容されると考えられるが、この取り扱いについては利益の規模や存続期間等に応じて、管理者と運営権者との間で適切に検討されることが望まれる。」旨をp25に記載いたします。
15	25	(1)下水道利用料金の決定方法 下水道法第20条2項2号「(使用料は)能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。」とP25の記載内容「運営権者に生じる一定程度の利益やその内部留保は許容されると考える…」とは整合しないようにも受けとれるが、当該ガイドラインが下水道法に優先するとの理解で正しいかについてご教示ください。なお、実際に管理者によって解釈が異なり、結果として対応が異なることを防ぐ手立てを講じて頂きたい。		○	同上
16	28-30 36-39	<ul style="list-style-type: none"> ■下水道使用料及び下水道利用料金については、運営権者により一体的に徴収/収受されることが望ましいものと考えます。 ■運営期間中に発生する「管理者が実施すべき業務」に係る費用については、運営権対価に反映されるべきものと考えます。 ■何らかの事由で「管理者が実施すべき業務」に係る費用が、(運営権対価に反映された)当初の想定を上回る場合は、管理者の経営努力や公的支出での補填をご検討いただくことが妥当と考えます。 ■仮に、管理者と運営権者が、下水道使用料・下水道利用料金を個別に徴収/収受することを可能とする場合でも、下水道使用料の算定や改定方法について、管理者と運営権者が予め合意する必要があるものと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ①コンセッション方式を導入したとしても、管理者が実施すべき業務と運営権者が実施する業務については経済的にも制度的にも一体不可分であると考えられます。 ②仮に、管理者と運営権者が、下水道利用料・下水道利用料金を個別に徴収/収受することとなった場合、利用料金に関する運営権者による運営(経営)の自由度・柔軟性が阻害されることが懸念されます。 ③運営権対価の算定に関しても、応募者が保守的なCF予測を行う可能性が高まる為、結果的に運営権対価が小さくなる可能性がございます。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ご指摘いただいた点は参考とさせていただきますが、原文のままいたします。 ○1点目、2点目については、事例のない現状では、両者のパターンが考えられるため、原文のままいたします。 ○3点目については、お考えの点を否定する記述はございません。 ○4点目について、下水道法第20条第1項に基づき、管理者が条例により下水道使用料を定めることとなっているため、原文のままいたします。
17	28	下水料金の計算方法は上水道使用量に応じて決定されることになっており、上下水道を分離して料金を徴収することは現実的ではなく、追加でかかるコストも大きい。下水道利用料金および下水道使用料金の収受は、これまで通り一旦水道管理者が委託している徴収代行業者が収受し、運営権者へ引渡す方法とすべき。		—	○p28では、下水道使用料及び下水道利用料金の徴収及び収受について、ご指摘の通りの整理としています。したがって、原文のままいたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
18	31	下水道利用料は下水道使用料の一部であることから、下水道管理者が強制徴収権があるのではないか。	下水道利用料金は下水道使用料の一部とした前提では、強制徴収権はあくまでも下水道管理者が保持しているものであり、公権力の行使等に当たるのではないのか。ただし、下水道利用料金が下水道使用料を上回っている場合は、この上回っている部分には運営権者にも強制徴収権が生じると考える	—	○本ガイドライン（案）は、現行の制度の下で事業を実施することを前提として作成しているものです。 ○下水道利用料金は地方公共団体の歳入とはならないため、地方自治法第231条の3第3項には該当せず、強制徴収の対象とはなりません。
19	31	<p>■運営権者、下水道利用者双方のモラルが低下する可能性があるものと考えております。</p> <p>■下水道事業の公共性の観点からも、下水道利用料金の滞納者からの債権回収に係る費用・実務的な負担については、管理者による直接的・間接的なサポートや、運営権者或いは管理者による強制徴収が可能となる仕組みのご検討が必要と考えます。</p>	<p>①運営権者が下水道利用料金を強制徴収できる根拠規定がない点を踏まえた整理と理解致しますが、民事上の手続きに係る費用が債権額（滞納額）を上回ることも想定される為、運営権者が滞納者に対する措置を講じず、運営権者、下水道利用者双方のモラルが低下する可能性が考えられます。</p> <p>②また、滞納者からの債権回収に係る費用の将来的な予測も困難となる為、運営権対価算定に関しても、運営権者が保守的なキャッシュフロー予測を行う可能性が考えられます。</p>	—	○本ガイドライン（案）は、現行の制度の下で事業を実施することを前提として作成しているものです。 ○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
20	32	下水道利用料金滞納への対処方策について、運営権者が下水道利用料金を収受する場合、強制徴収（滞納処分）はできず、民事上の手続きにより債権を回収する必要があることに留意が必要”とあるが、滞納者に対する督促までは運営権者、督促しても不支払い、滞納の場合は、管理者が公権に基づき強制徴収を行う役割分担が適切と考える。	下水道料金滞納者に対する措置は基本的生存権に係わる事項であり、民事手続による執行は現実的には困難であると思われるため。	—	同上
21	25 31 73	管理者には下水道料金の強制収受の権利が認められおり、運営権者には当該権利が認められていないことは理解できるものの、実務上、運営権者の依頼に基づき、管理者が下水道料金の強制徴収を行う手続きを定めることが必要である（P73記載のリスク分担の参考例も修正の必要あり）。また民間に滞納リスクを負担させると当該リスクにかかる余剰コストが発生し、結果として運営権対価の低下につながる。	左記の手続きを定めない場合、民間事業者にとって大きな参入障壁にならざるを得ないものと思料される。	—	同上
22	31	下水道料金の滞納者に対して、運営権者の督促によっても不払いの場合には、地方公共団体による強制徴収（滞納処分）を可能とするような手立てを講ずべきと考えます。	電気・ガスは滞納者に対する供給停止措置による対抗措置が可能ですが、下水道においては、下水処理の停止措置を取ることが出来ません。また、民事上の債権回収にかかるコストが高く、未回収リスクを織り込むことにより、最終的なVFMの低下に結びつくことを懸念いたします。	—	同上

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
23	69～	表9のリスク分担参考例について、料金滞納による減収のリスク分担が運営権者となっています。滞納者情報が開示された場合でも、強制徴収権は無いため運営者による改善はほぼ見込めないと想定しますので、「現状の未納率をベースとして、未納率の上下によって運営権者への委託費を補填又は減額する」という方式、又は「未納率の許容範囲を設定し、それを超えた場合は委託費増減を行う」という方式を検討願います。	下水道事業は、サービス向上によって利用者が増加する性質のものではなく、滞納者増減も同様に運営権者の努力により改善する可能性はほぼ無いと考えるため。	—	○p73は原文のままとします。ただし、ご指摘のような方法を個別の事業で採用することを妨げるものではありません。
24	69～	表9のリスク分担参考例について、料金滞納による減収のリスク負担は運営権者となっています。料金徴収業務が運営権者となった場合に滞納者情報は、開示可能なのでしょうか（個人情報保護法との制約等）。開示不可の場合は、料金徴収業務は管理者側が担う方式での発注を希望します。	開示されない場合、滞納率改善は不可であり滞納率上昇しかありえず、その上昇分も想定が難しいため。	—	○関連法令や各自治体の規定等に基づき、実施されるものと考えられます。 ○なお、事業開始後の滞納者等の情報については、運営権者が管理するものになると考えられます。
25	73	リスク分担：下水道利用料金滞納による減収について、上記意見（p31の項）でも述べたように、下水道料金の滞納に関しては、料金徴収、督促の不備は運営権者、最終的な強制徴収は管理者の役割とし、滞納者比率や滞納額によって運営権者に対する補償措置、契約内容、契約年数の見直しを含む協議とするのが適切と考える。		—	○下水道利用料金は地方公共団体の歳入とはならないため、地方自治法第231条の3第3項には該当せず、強制徴収の対象とはなりません。 ○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
26	32	コンセッション事業の契約期間について、既存PFI実施事例や海外コンセッション事例が例示されているが、対象ネットワークや施設規模、業務内容毎にモデル事業を想定し、モデル事業毎に目安となる契約期間、契約期間設定に際する検討項目、不可抗力発生時等を含む事業環境変化の際の契約延長オプション等についても本ガイドラインで基本的考え方、枠組みの提示を望みたい。	本ガイドラインでは具体的事業モデルが明示的に想定されていないために一般的な書きぶりに留まっていると思慮するが、想定される代表的な事業モデルを例示した上で、契約期間についてもより具体的な目安が提示されることを望みたい。	—	○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
27	20	運営権者の努力により、各事業年度の収益があらかじめ規定された基準を上回る場合は、運営権者のプロフィットとして認めてほしい。	民間参入のインセンティブのため	○	○運営権ガイドライン（内閣府）で整理されている通り、本ガイドライン（案）においても、プロフィットシェアが考えられると整理しています。プロフィットシェアの適用は、義務ではないため、原文のままといたします。 ○なお、p20に「個別事業において、マーケットサウンディング等を通じて、プロフィットシェアについて、予め民間事業者の意向を十分に把握することが望ましい」と追記いたします。
28	20	運営権対価の一部を下水道使用者に還元する場合は、一旦運営権対価を受領した公共が対応すべき検討課題であり、運営権者を絡ませるべきでは無い。		—	同上

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
29	40	■プロフィットシェアリング条項等、計画対比でキャッシュフローが上振れた場合だけでなく、キャッシュフローが計画対比で下振れた場合の手当て（収入保証等）についても言及すべきと考えます。	①管理者にコンセッション方式の検討をいただく際には、今後の人口減少（下水道利用者減少）を踏まえ計画対比でキャッシュフローが下振れる可能性等にもご考慮をいただく必要があると考えます。 ②また、管理者と運営権者間の公平性の観点からも、収入保証とプロフィットシェアリング条項を組み合わせる等、キャッシュフローが計画対比で下振れた場合と上振れた場合双方でリスクを分担できる仕組みの導入が望ましいものと考えます。	—	○ご指摘の点は、p73のリスク分担 水量の変動の項に記載しております。
30	40 41	プロフィットシェアについて、”各事業年度の収益があらかじめ想定された基準を上回った場合にその程度に応じて運営権者から管理者に金銭を支払う”方式と説明されているが、施設の修繕、更新が事業範囲に含まれている場合は、各事業年度毎ではなく、契約期間全体（あるいは部分期間毎）の利益配分が必要になると思われる。また、適切なプロフィットシェアについては適切なリスクシェアが前提、原則となる。等、プロフィットシェアの概念や条項を組み込む際の検討事項について補足説明が必要と思われる。	プロフィットシェアについては概念が必ずしも明確でないこと、また、運営権対価と別個にプロフィットシェア条項を設けた場合、運営権対価に係わる運営権者と管理者とのリスク分担の関係等について十分な検討が必要と思われること等、概念の明確化や条項設定時の検討事項についての補足説明が望まれる。	○	○プロフィットシェアの支払い方法や時期、条件等については、本ガイドライン（案）ではp40に記載している「プロフィットシェアリング条項等を設ける場合には、運営権対価は固定価格と考えられるため、運営権対価とは別に、実施契約の中でプロフィットシェアリング条項等を設け、予め支払い方法や時期、条件等について定めることが望ましい。」の中に含まれています。 ○ご指摘のリスクシェアについては、p73のリスク分担 水量の変動の項に記載しておりますが、ご指摘を踏まえて、p41にリスクシェアの必要性についても追記いたします。
31	40 73	収益が予め規定されていた基準を上回った場合に、運営権者から管理者に金銭を支払うプロフィットシェアリング条項は、民間の創意工夫により成し得た収益機会を民間が全て収受できないため、民間の創意工夫に対する意欲を阻害する要因になる。プロフィットシェアリング条項を定める場合は、収益低下によるロスシェアリング条項も合わせて規定すべき。また、運営権対価算定とプロフィットシェアリング条項は表裏の関係にあり、運営権対価を上げるとプロフィットシェアリング条件は公共にとって厳しくなる。原則は運営権対価で評価すべき。		○	○ご指摘のリスクシェアについては、p73のリスク分担 水量の変動の項に記載しておりますが、ご指摘を踏まえて、p41にリスクシェアの必要性についても追記いたします。 ○なお、運営権対価の設定やプロフィットシェアリング条項については、個別の事業において検討すべき事項と考えられます。
32	24	コンセッションで改築を伴う場合には、建設に係る有資格者を運営権者が置く必要がある。	3.2.7 改築更新工事の取扱い、において「契約期間中は原則として・・・個別の工事ごとに運営権者と管理者との間で工事実施契約を締結する必要はないものと考えられる。」とあることから、この工事は設計施工を運営事業者自らが契約行為の一部として実施するものであるため、設計及び工事の監督管理に係る有資格者を置く必要があると考える	—	○現行制度上では、下水道法第22条第1項に基づき、公共下水道管理者側に設計又は工事の監督管理に関する有資格者を置くことが原則となります。 ○ただし、運営権者側にも有資格者を置くことを妨げるものではありません。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
33	35 43	コンセッション対価は現在価値に割引して計算されるため、経済効果から考えると、公共はコンセッション対価を一括で受取るべき。公共が受領したコンセッション対価を一般会計に繰入れできたり、既往債償還に充てられる（期限前弁済にかかるコストを公共が負担する）等の仕組みがあると公共にも一括受領するメリットがでる。また、分割の場合は、運営権者のデフォルトリスクを公共が負うことにもなる。		—	○運営権対価の支払い方法として一括・分割の選択については、事例がない現状を踏まえ、原文のままいたします。 ○また、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
34	41	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認可を受けて「株式会社民間資金等活用事業推進機構」が設立された背景を踏まえ、資金調達に伴い金融機関等が事業参画をしやすい「運営権対価契約時一括払い」を優先して検討するよう記述いただきたい。		—	○運営権対価の支払い方法については、事例がない現状を踏まえ、一括・分割の選択については、原文のままいたします。
35	41	<p>■運営権対価の支払方法が毎年度分割払いとなった場合でも、運営権対価の価格によっては、運営権対価の支払いに伴う資金調達コストが発生する（金融機関等が事業に参画する）可能性がございます。</p> <p>■運営権対価の支払方法を毎年度分割払いとした場合、運営権者が当初に投じる金額が小さくなる為、管理者にとっては、入札時の競争の促進やIRR向上効果による運営権対価の増大等のメリットが期待できる一方、運営権者の事業撤退が容易となる為、運営権者のモラルが低下する等の懸念も生じます。</p> <p>■また、毎年度分割払いの検討にあたっては下記のような未整理の論点がある点にご留意が必要かと存じます。</p> <p>i) 分割運営権対価に対する、運営権者の会計処理（期間按分で償却するか、期中に費用計上するか、等）</p> <p>ii) 運営権者が運営権対価の支払いに係る借入を行った場合、分割運営権対価に係る管理者の債権と、金融機関の融資債権のどちらが優先されるか（金融機関の債権が劣後する場合、キャッシュフローが弱い事業と看做される可能性がある）</p>	①運営権対価の毎年度分割払いについては、左記の論点の整理が必要と考えております。	○	○1点目については、資金調達コストが発生する可能性があることを踏まえ、p41 表5 の毎年度分割払いの項を見直します。 ○2点目についてもご指摘を踏まえ、「参入障壁が緩和されることにより、入札時の競争促進が期待される一方、運営権者の事業撤退が容易となるリスクがあるものと考えられる。」ことをp39に記載いたします。 ○その他のご意見については、ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
36	43	デューデリジェンスの精度にも限度があるため、公共の表明保証と瑕疵担保リスク負担と合わせて考えるべきである。		—	○ご指摘いただいた点については、対象とする施設の範囲や管理範囲、台帳の整備状況等に応じて、個別の事業で検討するものであり、デューデリジェンスが十分に実施できない等の場合において、表明保証の適用を妨げるものではありません。 ○瑕疵担保リスクについては、p73（リスク分担）の項に参考例を記載しております。
37	46	異なる企業集団（例えば金融機関、コンサルタント、プラントメーカー、維持管理会社など）の組成を早期に促し、マーケットサウンディング時点で企業集団からの応募を推奨する旨記述いただきたい。早期の企業集団組成は、事業化への進捗を加速させる効果がある。仮に企業集団が実際に応募と異なる場合でも提案審査における優劣には影響されない点にも配慮いただきたい。		—	○ご指摘の効果もあると考えられますが、マーケットサウンディングへの参画の障壁となることも想定されるため、原文のままいたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
38	46	マーケットサウンディングの対象とする民間事業者について、”異業種（不動産開発業者、商社及び他のユーティリティ分野の事業者等）からの関心度合いの把握も可能となるよう”とあるが、本来運営権者として想定するメーカー、建設業等の建設企業や維持管理企業に加えて、との表現にするべきである。		○	○ご指摘を踏まえ、p46に「下水道関連企業（設計企業、建設企業、メーカー、維持管理企業等）に加え、異業種異業種（不動産開発業者、商社及び他のユーティリティ分野の事業者等）からの関心度合いの把握も可能となるように、」と下線箇所を追記いたします。
39	62	管路施設の現状に関する情報について把握が進んでいない場合、やむを得ず仕様規定により発注も考えられるとありますが、その場合の投資債務の取り扱いを別途規定してほしい。	仕様発注は、民間の創意工夫の余地が少なく、明記された仕様は遵守しなければならないことから、運営権者側の経営に大きく影響するものと思われる。	—	○提案時に、仕様発注に相当する分のコストを織り込んだ提案が応募者からなされる等も考えられるため、原文のままいたします。
40	56	デューデリジェンスについては、紙面での情報開示を基本とされていますが、紙面で表現しきれない情報もあるため、応募者の要請に応じて現地での設備確認等を可能とする手続きも必要になるものと考えられます。	業者選定における十分な競争性を担保するためには、既存業者しか知りえない情報をいかに開示できるかも主要な論点になるものと想定されます。	○	○ご指摘を踏まえ、p58に、「現地調査」を追記いたします。
41	42～45 56	運営権者公募開始前におけるデューデリジェンスの実施を明確化するほうがよいと考えます。	下水道事業への運営権導入検討にあたって、対象事業に関する情報の整備（デューデリジェンス（以下「DD」という。）結果等）と、その内容の民間事業者の提示は極めて重要なものと考えます。ガイドライン現案では、DDの実施が、主として民間事業者公募プロセスで行われるようにも見えますが、実際には、運営権導入の可否判断を行う時点で、相応のレベルのものが必要になると考えます。そのため、P42のインフォメーションパッケージの説明の段階で、DDについて、基本的には事業者公募開始前で実施が必要な旨を明記したほうがよいと考えます。	—	○p56に記載されているデューデリジェンスは応募者が行うものであり、ご指摘のインフォメーションパッケージの策定段階で行うデューデリジェンスは、p43で示す管理者が行う情報整備と同義です。 ○したがって、原文のままいたします。
42	14 56	P14の図7において、デューデリジェンスの開示は二次審査時となっていますが、デューデリジェンスで開示される予定の項目と概要については、実施方針公表時に提示して頂きたい（実際の書類開示は二次審査時でも可）。	応募者は一次審査時迄に相当の負荷を要して応募検討を実施していると想定されます。開示されると想定していたものが開示されない場合に応募できなくなる恐れもあり、そのリスクをできるだけ早く把握するため。	○	○ご指摘を踏まえて、p50及びp56において、「デューデリジェンスで開示される予定の項目については、実施方針公表時に提示することが望ましい。このことにより、応募者の準備を進めやすくなる等、円滑な案件の進捗に寄与することが考えられる。」と追記いたします。
43	42～45 56	自治体における日常的な情報整備を推進するほうがよいと考えます。	インフォメーションパッケージに掲載する情報については、大規模自治体では相応のレベルのものが存在しているものの、中小規模自治体では欠落している部分も多いと思われます。そういった中小規模自治体において運営権導入を進めようとする場合には、必要となる情報の整備やDDの実施等が大きな課題になると考えます。そのため、運営権導入を推進するためには、日常段階で自治体の情報整備を進めていく仕組み（既存の長寿命化計画策定だけでない仕組み）や、国等による支援策が必要と考えます。	—	○ご意見として承り、今後の施策検討の参考とさせていただきます。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
44	47	民間事業者からの提案に関して、下水道コンセッション事業は業務が多岐にわたる包括的かつ複雑な事業であること、特に長期間に渡る施設の修繕・更新等についてライフサイクル/アセットマネジメントに関する高度な技術・ノウハウが管理者、運営権者双方に求められることから、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」で示されている、技術提案制度を活用し、技術対話手続き等を通じて提案の改善機会を設け、最も優れた提案に基づき予定価格を作成することができる、等の記述追加を望みたい。	「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」、4-1 民間事業者の募集、評価・選定 ②-3 技術提案制度 p24～p25。	○	○ご指摘を踏まえ、p64に、「なお、「プロセスガイドライン（内閣府）」及び「運営権ガイドライン（内閣府）」に基づき、技術提案制度を活用し、技術対話手続き等を通じて提案の改善機会を設け、最も優れた提案に基づき予定価格を作成することも可能である。」ことを記載し、プロセスガイドライン及び運営権ガイドラインの該当箇所を掲載いたします。
45	全体	改正品確法との整合について、改正品確法には技術評価にて業者を特定した後にその業者と価格交渉をおこなう制度が採用されるのでコンセッションはその制度にマッチした制度として整合してほしい。（事業運営権者選定は、適正な技術力により選定すべきである）		○	同上
46	全体	本来官が行っている運營業務を代行するため、現在積算体系にないマネジメントフィーが民にも必要となる。PSC算出については運営マネジメントフィーを適切に積み上げてほしい。		○	○ご指摘を踏まえ、p55に「これまで管理者が行っていたマネジメントのうち、運営権者に委ねる部分のコストを、適切に積み上げることが必要である。」と記載します。
47	53	”VFMの算定に当たって用いる割引率は、長期国債の直近の利率等を参照することが想定される。”とあるが、その前提として、リスクの定量化が適切に行われていることが必要、との一文を追加すべきである。また、VFMの算定に用いる割引率と運営権対価の算定、評価に用いる割引率との関係についても説明されることが望ましい。	「VFMに関するガイドライン」、p11参照。VFMガイドラインにもあるように割引率は長期国債等のリスクフリーレート+当該事業のリスクプレミアムである。	○	○ご指摘を踏まえ、p53に「「VFMガイドライン（内閣府）」に示される通り、想定されるリスクに応じて、リスクプレミアムを設定することも考えられる。」と記載いたします。 ○なお、割引率について、VFMでは、「VFMガイドライン（内閣府）」に記載されている通り、リスクフリーレートを用いることが適当です。また、運営権対価については、各事業者がそれぞれ判断するものと想定されます。
48	53	原則VFM評価を行うこととしているが、コンセッションの目的には「下水道技術者の減少を背景とした技術継承や事業継続」「更新設備投資や需要変動リスクなどを民間へ移転」「自治体の財務改善効果」「経済波及効果」など、VFM以外の評価もあるため、多面的な評価手法を残すためにも、「原則」という表現は削除すべきである。		○	○「原則」を削除した場合、VFMにのみにより評価を行うと読める必要があるため、原文のままいたします。 ○ただし、ご指摘に基づき、p53に「下水道担当者の減少を背景とした技術継承や事業継続」「資金変動リスクや需要変動リスク等の民間への移転」、「地域経済活性化効果」等が考えられる。」と記載いたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
49	53	金額面でのVFMの水準は0以上でよいことを明記するほうがよいと考えます。	ガイドライン現案では「原則としてVFMにより評価することが望ましい」とされていますが、ページ上段の記述を踏まえると、このVFMは金額面のVFMを指していると思われま。運営権導入時におけるVFMの多寡の判断は、事業を実施しようとする自治体が行うべきものですが、国としての考え方を示すことも有効と考えられます。具体的には、運営権導入については、自治体においてアセットマネジメントの推進や、減少していく技術系職員への対応等で有効と考えられるため、基本的にはVFMは0以上であればよいことを明示するほうがいいのではないかと考えます。	○	○「VFMガイドライン（内閣府）」p3 一の1の(7)に「なお、PSCとPFI事業のLCCに差が見られない場合には、他の要素も考慮した上で、法の趣旨に照らし当該事業をPFI事業で実施すべきかどうかを評価するのが適当である。」とすでに明示されています。したがって、原文のままといたします。 ○ただし、p53に「VFMガイドライン（内閣府）」の記載も参考とする旨を明確化いたします。
50	53	VFMの算定において、運営事業者による納税による税収増（運営事業者が当該事業のために購入、保有する設備、機器、車両等に対する固定資産税等の公租公課、事業所税、法人税等）についてはイコールフットィングの観点から適切に評価する必要がある旨の記述追加をお願いしたい。	「VFMに関するガイドライン」、p10参照。2 基本方針-3（2）の「適切な調整」について。	○	○「VFMガイドライン（内閣府）」p10の四の2 基本方針-3(2)の「適切な調整」に、「また、PFI事業のLCCの算定に当たり前提とした事業、PSCの算定に当たり前提とした事業のそれぞれについて、当該公共施設等の管理者等として民間事業者からの税収その他の収入が現実にあると見込まれる場合、PFI事業のLCC、PSCからそれぞれの収入の額を減じる。」とすでに明示されています。したがって、原文のままといたします。 ○ただし、p53に「VFMガイドライン（内閣府）」の記載も参考とする旨を明確化いたします。
51	59	管理者が要求水準書に個別事業の上位計画を記載するにあたっては、我が国の将来の人口減少を見据え、ダウンサイジングや施設運営統廃合等を含めた効率化、合理化を織り込んだ計画を提示していただきたい。また契約期間中の新たな効率化・合理化計画策定によるリスク分担を明確にしておくべきと考えます。	コンセッションの本質はマーケットリスクを民間に移転することと理解しており、価格弾力性の小さい（＝価格を下げてでも需要が伸びない）下水道事業においては、将来の需要減少に見合った供給側の能力縮小を着実に進めることが必要と考えます。	—	○原文のままといたします。なお、管理者が作成する計画についてはマーケットサウンディングで開示されるものと想定され、マーケットサウンディングにおいて、ご指摘の点についても官民間で対話が行われることが期待されます。 ○新たな効率化・合理化計画策定については、p71のリスク分担の項に記載しております。
52	全般	事業範囲に管路が含まれる場合、管路の補修方法について、事後対応型なのか予防保全型なのか等の実施すべき補修方針を明確にして頂きたい。	対応内容によって大幅にコストが変化すると想定されるため。	—	○確保すべき施設健全性を性能規定として定め、事後対応型なのか予防保全型を含めて、民間企業からの提案に委ねることも考えられるため、原文のままといたします。
53	全体	補助事業、会検対応が残ることは理解するが、各種基準等(改築工事時)の柔軟な対応をお願いしたい。	J S仕様などが要求水準に入ると民側の自由度がなくなり創意工夫ができにくくなるため	—	○本ガイドライン（案）では、p60で示す通り、「施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せることとなる。同様に、改築更新についても該当し、一定の性能を発揮することができるのであれば、例えば施設の設備の詳細については民間事業者の裁量に委ねることとなる。」と整理しております。
54	全体	技術面の評価において、改築更新時の設備仕様等は現状の一般的な基準（日本下水道事業団標準仕様、下水道技術推進機構の認定品等）に必ずしも拘束されないことが必要である。	リスク分担を明確にした上で、技術的な面（材質や仕様）は既成概念に囚われない柔軟性を持つことで、VFMの創出に寄与する	—	同上

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
55	64	現状で実施していない維持管理を「性能規定」として民間側に転嫁することのないよう、予定価格の算出に際しては適正な維持管理に基づいた根拠により算出してほしい。		○	○ご指摘を踏まえ、p64「また、予定価格の設定方法は、以下の2通りの方法が考えられ、「包括的民間委託実施運営マニュアル（社団法人 日本下水道協会）」の記載が参考となる。」の後に、「但し、要求水準に示した性能を確保するために係る適正な価格を算出することが重要である。」と記載いたします。
56	64	VFMの算定とも関連するが、予定価格の算定においてもリスクコストの定量化を行い、運営権者に移転するリスクについて適切に反映する必要がある旨、留意点として記述追加を望みたい。また、長期に渡る施設のライフサイクルコストに関しては現状、技術的にも実務的にも正確な予測は困難と思われ、技術提案制度を活用した予定価格の設定等、民間事業者選定方法、プロセスとの関連についても言及すべきと考える。	技術提案制度の活用については、民間提案p46に対する意見参照。なお、予定価格設定について、「包括的民間委託実施運営マニュアル」が参考指針としてあげられているが、下水道施設のライフサイクルコスト予測、アセット/ストックマネジメントについては、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」、平成 25年9月、国土交通省水管理・国土保全局下水道部、等も参考となると思われる。	—	○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
57	66-67	■リスク分担については、予め管理者と民間の間で十分な協議がなされた上で、それぞれの責任範囲を明確にすることが重要と考えております。	①リスク分担は、管理者と運営権者の利害が対立する論点ですので、管理者と民間の間での十分な協議が必要と考えます。 ②本案pp. 69-74に記載されておりますリスク分担表は、あくまで参考例と認識しておりますが、下記のような不可抗力リスク、法令・税制変更のリスク、施設瑕疵リスク等については、ご留意が必要かと存じます。	—	○リスク分担については、p66に記載の通り、必要に応じ、官民間のリスク分担の協議が行われることが考えられるため、原文のままいたします。
58	69	（表9「リスク分担の参考例」の不可抗力リスクの分担について） ■「国庫負担法に該当する天災は、原則、管理者側（国費負担）で負担する」「国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、運営権者が料金改定等の経営努力により事業維持を目指す。また、経営努力を行ってもなおリスクを負担しきれない場合等においては、管理者主体による事業継続措置等も考えられる」との記載がございますが、保険によっても対応が不可能な不可抗力リスクについては、原則、管理者が負担することを明確にすべきと考えます。 ■また、このような損害は物理的な損害に関わらず、間接損害（復旧期間中の収益又は費用等）で保険により補填されない損害についても管理者側での負担をご検討いただく必要があると考えます。	①基本的に、不可抗力リスク等の運営権対価算定時に想定できないリスクについては、原則、管理者による負担が妥当と考えます。仮に、運営権者が料金改定などの経営努力により事業維持を目指すとした場合、運営権者に求められる経営努力の範囲が不明瞭で、また運営権者の努力にも関わらず事業継続が困難となることも懸念されます。この場合、運営権者にとってリスクが高い事業と看做され、応募者が現れない、或いは金融機関の資金調達が困難となる等の可能性が高まるものと考えます。 ②また、不可抗力事由による損害であることや、下水道施設は管理者が所有する施設であることを考慮すれば、保険金により補填されない損害については、極力、管理者が負担すべきものと考えます。	—	○料金改定により対応可能なリスクも想定され、経営努力以上のリスクは管理者が負担すると記載してあります。また、本リスク分担表はあくまでも参考例であることを踏まえ、原文のままいたします。 ○なお、本ガイドライン（案）でも記載している通り、保険で対応が不可能な不可抗力リスクについては、管理者が責任を負うことが妥当と考えられます。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
59	69	表9 リスク分担の参考例「不可抗力」において、「国庫負担法に該当せず、保険によっても対応が不可能な不可抗力については、運営権者が料金改定などの経営努力により事業維持を目指す。」との記載があるが、国庫負担法で負担するものは異常な天然現象に因り生じる災害の速やかな復旧であることから、戦争、暴動、原子力発電事故等への対応は運営権者の負担となる。運営権者に起因しない不可抗力については、国または自治体が復旧の負担を行う規定を設ける必要がある。	左記の手続きを定めない場合、民間事業者にとって大きな参入障壁にならざるを得ないものと思料される。民間が取れるリスクはマーケットリスク（需要変動リスク）であり、不可抗力時に事業を継続していくためのリスクは公共施設という性質上、公共側が負担する必要があると思料される。	—	○p69のリスク分担表には、「経営努力を行ってもなおリスクを負担しきれない場合については、管理者が負担することが考えられる。」と記載しておりますので、原文のままいたします。
60	69	表9 リスク分担の参考例「法令変更」において、広く一般的な法令変更リスクを全て民間が負担するのは酷であり、協議出来る余地を残すべき。		—	○p69のリスク分担表は、あくまでも参考例であり、協議を行う余地を否定するものではありませんので、原文のままいたします。
61	69-70	（表9「リスク分担の参考例」の法令変更リスク・税制変更リスクの分担について） ■「当該事業のみでなく、広く一般的に適用される法令等の変更」「当該事業のみでなく、広く一般的に適用される税制等の変更」のリスクについては運営権者による負担として表記されていますが、法令・税制変更等により運営権者に生じる不利益については、管理者が補填・負担することを明確にするべきと考えます。 ■尚、事業者の将来キャッシュフローに影響を及ぼす税金等について、減免・免除等の措置が可能となれば、運営権対価の引き上げに資するものと考えられます。	①不可効力リスク同様、運営権対価算定時に想定できないリスクについては、原則、管理者による負担が妥当と考えます。 ②コンセッション方式の導入により、運営権者に対する課税（キャッシュアウト）が新たに発生する為、従来、管理者で実施していた（直営等の）事業に比べてキャッシュフローは減少します。これは運営権対価を引き下げる要因となりますので、可能であれば税金の減免等の措置もご検討に値すると思料されます。	—	○本リスク分担表は参考例であり、個別の事業において、詳細に検討することが望ましいと考えます。したがって、原文のままいたします。
62	94	p69に関する意見・理由と同一の論点	p. 69に関する意見・理由と同一の論点	—	○No. 61と同じ質問であるため、No. 61の回答をご確認ください。
63	69～	表9のリスク分担参考例について、近隣住民対策は反対運動等の対応が運営権者となっておりますが、過去一定期間の苦情数・内容を開示して頂きたいと考えますが、開示可能なのでしょうか（個人情報保護法との制約等）。	応募者が住民対応の相当リスクを想定するために必要と考えるため。	—	○関連法令や各自治体の規定等に基づき、実施されるものと考えられます。
64	70	「第三者損害（近隣住民対応）」において、「事業開始後の住民の反対運動・訴訟に起因する事業期間の変更、中断、延期、及び施設の物理的破損」の負担者は運営権者となっているが、当該リスクを運営権者が負担するのではなく、管理者が負担とする参考例に変更する必要がある。無論、運営権者の遂行上の過失によるものであれば、上述の限りではない。		○	○ご指摘を踏まえ、p70に施設の存在自体に対する住民の反対運動や訴訟等による事業期間の変更、中断、延期、及び施設の物理的破損については、管理者が責任を負う旨の項目を追記いたします。 ○また、運営権者が行う改築更新や維持管理に起因して発生する住民の反対運動や訴訟による事業期間の変更、中断、延期、及び施設の物理的破損等については、運営権者が責任を持って対応することと追記いたします。ただし、管理者が住民等と締結した協定に関わる事項等については、管理者も共に対応することが望ましいケースが考えられることについて、補足欄に追加いたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
65	79～	表9のリスク分担参考例について、人口減少・節水による減収は、リスク分担が運営権者となっています。節水は予測困難なためやむを得ませんが、将来の人口予測値（市総合計画等）は、インフォメーションパッケージ等で開示して頂きたい。また、流入水量は一定の範囲を定めて、範囲を逸脱した場合は別途協議できる規定を含めて頂きたい。	料金収入は事業運営に直結する重要な事項のため。	○	○p73のリスク分担表のうち、水量の変動について「事業の前提条件として用いる水量について、管理者の予測値、または運営権者の予測値のいずれを用いたかによって、負担者が異なることも考えられる。」と記載いたします。
66	71	リスク分担の参考例における「物価変動」について、物価変動による減収リスクとありますが、運営権者は決められた下水道利用料を利用者から徴収することから、収入については物価変動の影響は受けないと思われま。具体的な想定されている事象があれば補足いただけないでしょうか。		○	○p71は物価変動による増加コストへの対応を指しているものであることから、リスクの内容を「物価変動によるコストの増加」及び「著しい物価変動によるコストの増加」に記載を改めます。
67	73	事業開始から一定期間後の改築需要量や突発修繕頻度は、運営権者側のリスク負担となっているが、事業開始前に第三者で実施された長寿命化診断内容の不備や管路等の台帳管理の不備などのあった場合のリスクは、管理者側としてほしい。	デューデリジェンスの段階では、管理者側の提供資料が実態と違うかどうか判断できない場合の救済措置が必要と考える。	○	○個別の事業において管理者が独自で策定した計画については、その計画の年限を考慮した上で、瑕疵について管理者が責任を負う期間を定める等が考えられます。p73の施設瑕疵の項には、この旨を反映いたします。
68	73	リスク分担：人口減少・節水による事業収入減少について、今後想定されるコンパクトシティ施策等による処理区人口の移動や、長期渇水等異常気象時における政策的節水等、リスク事象を整理し、公共、管理者の施策に起因するものは、管理者が主分担、運営権者が従分担とすることが適切である。	人口減少・節水による事業収入減少については、リスク事象を整理して、事象の起因、影響毎に適切なリスク分担のあり方を検討すべきである。	○	○p73 水量の変動の補足欄に「一定の水量減少については運営権者が負担とする。ただし、予め契約時に想定できなかった大規模工場の撤退や開発計画の中止等、予め定めた一定量を超えて著しく水量が減少する場合には、管理者と運営権者が負担等について協議することを規定することも考えられる。」旨を記載いたします。
69	73	（表9「リスク分担の参考例」の施設瑕疵リスクの分担について） ■「運営権者選定時のデューデリジェンスや現地調査では完全に想定することが困難な改築更新需要増大リスクや当初期間の突発修繕費の増大リスク（一定期間後の場合、概ね2年間の期間後の場合）」は、「運営権者側で負担することが原則と考える」（一定期間以内の場合は、管理者側で負担）との記載がございますが、この考え方は建物や下水処理施設等、デューデリジェンスが可能な資産に限定されることが妥当と考えます。 ■十分なデューデリジェンス等が困難な施設（管路等）に関する瑕疵のリスクは、運営期間に亘り管理者負担とすることが妥当と考えます。	①運営権設定の対象となる資産については、管理者が運営権者に施設のスペックや状態等を公表いただく必要があると考えております。万一、運営期間中に施設の破損等により追加コストが発生した場合の官民のリスク負担は重要な論点と考えます。 ②十分なデューデリジェンスが困難な施設に関する瑕疵のリスクは、必ずしも運営権者の維持管理・運営によるところが多いとは言えない為、運営期間に亘り管理者負担とすることが妥当と考えます。	—	○本リスク分担表は参考例であり、個別の事業において、詳細に検討することが望ましいと考えます。したがって、原文のままいたします。
70	73	「施設瑕疵」において、運営権選定時のDDや現地調査で把握できなかった瑕疵は、2年間は管理者の負担としているが、運営権設定後も施設所有者は引続き公共であるため、瑕疵担保責任は公共が負うべき。		○	○施設所有者は管理者ですが、維持管理等は運営権者が行うことが想定されるため、運営権者が主体的に責任を負うことが妥当と考えられます。 ○ただし、本リスク分担表は参考例であり、瑕疵の期間については、個別の事業において詳細に検討することが望ましいと考えられ、この旨をp75の施設瑕疵の項に反映いたします。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
71	75	<p>■保険付与については、「付保が可能である場合であっても、選定事業固有のリスク等によって保険料が著しく高くなる場合には、運営権者への付保の義務付けは結果的に事業費用の増加を招き、ひいては契約金額に転嫁される結果ともなり得ることに配慮する必要がある」との記載がございますが、付保のあり方として、下記の例示が可能と考えます。</p> <p>i) 運営権者が支払う保険料水準で下限を設ける ii) 運営権者が受け取る保険金額水準で下限を設ける</p>	①必要に応じて、左記の例示も可能かと考えます。	○	<p>○ご指摘を踏まえて、p75に加筆いたします。</p> <p>i) 運営権者が支払う保険料水準の下限を設ける ii) 運営権者が受け取る保険金額水準の下限を設ける</p>
72	77	<p>分流式下水道における浸入水・不明水についても、施設能力を超える降雨などで被害が発生する可能性があるため、対応方針等も記載してほしい。</p>		○	<p>○p73のリスク分担表の水量の変動にて、施設能力を超えて流入する水量については、管理者の責任と記載しております。</p> <p>○分流式においても、浸入水等雨水の影響が大きい場合には、合流式と同様の方針をとることを妨げるものではありませんので、その旨をp77に反映いたします。</p>
73	83	<p>一般会計繰出金の水準を金銭面の評価項目にしているが、現在、一般会計繰出金などの様に決定されているかを明らかにした上で、民間との協議を行うべき。雨水処理など、毎期事業者が実施したオペレーションの対価が一般会計繰入金であるとすれば、固定ではなく、毎期の実施業務内容に応じて支払われるスキームにすべき。</p>		○	<p>○p83に参考情報として、「参考情報として開示可能な範囲において、各自治体における現行の一般会計繰出金の算定方法等の考え方を提示することも必要と考えられる。」旨を記載いたします。</p> <p>○なお、雨水については、p15に記載しています。ご指摘の通りの方法が考えられます。</p>
74	91	<p>バックアップサービサーを提案事業者自ら提案することは必要であるが現実的には機動力や技術ノウハウにより実効性に疑問符が生じる。とりわけ下水道事業は不断であることが求められるため、バックアップサービサーの存在が利用者から強く願われることとなる。隣接する複数の同事業において同時に事業者を募集し、複数の事業者を創出することで、バックアップサービサーと同じ機能を保有する代替企業による安心感が生じることとなる。上記の同時募集についても検討することが有益である旨、記述いただきたい。</p>		—	<p>○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
75	92	<p>利用者参加によるモニタリング機関創設を同時検討する旨記述いただきたい。利用者意識を本事業に향けること、料金負担の理解、事業者の監視力に期待できる。</p>		—	<p>○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
76	第四章	<p>収益施設併設型・公的不動産活用型の導入拡大に向けた方策として、地域PPP協議会の設置等の手続き論が記載されていますが、さらに一歩踏み込んで、下水道事業本体とのカップリングにより新たな収入を確保していく可能性について強調できないでしょうか？</p>	<p>下水道事業に関して言えば、民間努力によって収入（使用料収入）を増やせない点が、民間の参入意欲を削ぐ一因になりうると思います。将来のコスト縮減相当額を運営権料原資とする仕組みが提案されていますが、民間企業にとっては将来のコスト縮減を契約当初に約束させられる構図です。収入を増やすプラス方向の提案が可能となる仕組みも必要ではないでしょうか。</p>	—	<p>○原文のままいたします。</p> <p>○下水道事業本体とのカップリングにより新たな収入の可能性がある一方、p67に記載する通り、カップリングにより水処理業務や汚泥処理業務に影響を及ぼす可能性も想定されることから、個別の事業において、詳細な検討が必要と考えられます。</p>

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
77	99	本ガイドラインラインでは付帯的な扱いとなっているが、民間収益併設型及び公的不動産活用型下水道事業へコンセッション方式を導入する場合のガイドラインについて早期に作成、公表されることをお願いしたい。	今後の下水道コンセッション事業の展開においては、下水処理場業務の包括的委託と民間収益事業を併せた事業や公的不動産の整備と併せて下水処理場の更新を行う、収益併設型・部分コンセッションが当面主体となると思われるため。	—	○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
78	99	民間収益併設型及び公的不動産活用の推進について、参考となる既存事例が紹介されているが、事業概要だけではなく、事業実施の際の課題等についても説明があれば、今後の事業推進の際の参考となると思われる。	一例として、「黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業」において実現されている、農集排汚泥や事業系食品残渣の受入は事業の付加価値を高める有効な手段と考えられる。さらにその可能性を広げるためには、現行法制度の適用範囲の明確化と、さらなる規制緩和が重要だと思われる。	—	○p105において課題を整理しております。
79	99	消化槽に下水汚泥以外のバイオマス資源（産業廃棄物含む）を受入れることが可能となるよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の適用範囲明確化や規制緩和を期待します。あわせて、消化槽建設に係る国庫補助金の目的外使用を可能とする方向での規制緩和を期待します。	「黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業」にて実現されている、農集排汚泥や事業系食品残渣の受入は付加価値を高める有効な手段と考えておりますが、その可能性を広げるためには、現行法制度の適用範囲の明確化と、さらなる規制緩和が重要と考えております。	—	○本ガイドライン（案）は、現行の制度の下で事業を実施することを前提として作成しているものです。 ○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
80	99～	余剰地の有効活用など、事業期間中に運営権者が管理者に柔軟に提案できる仕組みが必要である。		—	○本ガイドライン（案）は、現行の制度の下で事業を実施することを前提として作成しているものです。
81	40	運営権期間終了時における、下水道管理者による、残存簿価相当額等の支払可能性についても触れるほうがよいと考えます。	運営権期間後半における運営権者の設備投資額について、残存運営権期間において全て回収することは、施設耐用年数と残存運営権期間が異なる場合、現実的ではない場合もあると想定されます。そのため、必要に応じて、運営権期間終了時における、下水道管理者による、追加投資分の残存簿価相当額等の支払可能性についても触れておくほうがいいのではないかと考えます。	—	○ご指摘の点は、p98の「事業の終了」の項に記載しております。
82	96	管理者帰責による運営権者への補償について、「運営権ガイドライン」の既述に基づき、「公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると見込まれると共に」とあるが、「契約に関するガイドライン」及び「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」で述べられた事業組成やプロジェクトファイナンスに係わる費用等の事業者の実損補償や逸失利益に対する補償の考えにも配慮したものとすべきである。	「PFI事業契約に際しての諸問題に関する基本的考え方」、p26他 参照。	○	○ご指摘いただいた点を踏まえ、p96に「例えば、事業組成やプロジェクトファイナンスに係わる費用等の事業者の実損補償や逸失利益に対する補償の対象としうる点について考慮する必要がある」旨を記載いたします。
83	97	■契約解除の場合の違約金（特に、不可抗力事由による場合）については、管理者と運営権者の双方にとって合理的な方法によって算定されるべきものと考えております。		—	○ご指摘の事項については、官民間で適切に算定されるものと考えています。

パブリックコメントで頂いたご意見及び考え方と対応方針

整理番号	指摘該当ページ	意見内容	理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	ご意見に対する考え方・対応方針	
				修正の有無	考え方・対応方針
84	(Viii) 5 60	用語集「包括的民間委託」の解説として、「管路施設の包括的民間委託の場合、維持管理の特性から、当面は仕様発注を基本とすることを想定している。」と記載されている一方で、P10(2)民間事業者の視点でのPPP/PFI活用への課題として、③民間裁量確保の必要性「民間の創意工夫が発揮可能な性能発注の必要性」との記載がある。上記解説の背景は、P57に「…管路施設の現状に関する情報について把握が進んでいない場合には、やむを得ず仕様規定により発注することが考えられる。」と理解しているが、冒頭用語集の解説として上述の記載を行う必要性についてご教示ください。		○	○用語集の包括的民間委託の解説を「下水処理サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理を行うため、複数年契約を前提とした性能発注を基本的な要素とする方式」に改めます。
85	全体	コンセッション導入時の職員削減が可能であるかが一番の問題・課題と思われる。職員の身分、雇用についての考え方などについても記述いただきたい。		—	○職員の身分や雇用については、個別の事業において検討すべき事項と考えられます。
86	全体	管渠の新設、改築更新に伴う物件補償契約関係手続き等(税務署協議、報告等も発生すると思われる)の費用、手続きについても説明、記載が必要と思われます。(事業運営権の中に物件補償を含むことは望ましくないと考えます)	物件補償・賠償などについては、工事実施前の事前調査などにより変更要素が非常に大きいため。また、工事に伴う「家屋等建物の変状」に対する賠償など、不確定な部分がほとんどである。	—	○新設については、運営権事業の範囲外です。 ○ご指摘の点は、個別の事業において検討する必要があると考えられます。
87	第一章 第二章	長期契約による民間事業となることから、契約前に公共側が、公共側が行うべき収益改善施策を十分講じておくべきことを記載したほうが良いと思います。(民が受けやすい事業を公共側がつくる視点)	原価構造の改善をあらかじめ見込んだ収益性の高い事業形態を実現でき、コンセッション型PFIの導入が一層進むと思われるため。	—	○ご意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。
88	10	下水道事業に関しては、事業所税の非課税対象として取扱を明確にすべきと考えます。	事業所税は、指定都市等が、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために課税ものとされています(地方税法第七百一条の三十)。事業所税の具体的な用途は、同法第七百一条の七十三に列挙されており、同項の三にて下水道と明記されています。 事業所税の非課税の範囲については、大きく人的非課税と用途非課税の2つからなり、用途非課税は水道施設や一般廃棄物処理施設等の一般的に地方公共団体が運営するものと同種のものであります。下水道事業は一般的に地方公共団体が運営するものであることから、用途非課税に該当すると思います。 本取扱いについては、固定資産税、不動産取得税と同様、広くPPP/PFI活用にあたっての税制面でのイコールフットINGの観点から取扱いを明確にすべきと考えます。	—	○取扱いの考え方等について確認した上で、今後、本ガイドライン(案)を見直す際に反映を検討します。